

議案第 30 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 12 月 6 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 一般社団法人地方税電子化協議会

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方税の電子化を推進する事業を行う一般社団法人地方税電子化協議会に職員を派遣することとするため、派遣することができる団体に同協議会を加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。